

輸出製造業に対する税制上の優遇措置に関する政令

2023年10月 TAX NEWS 2023 #004

2023年10月11日連邦官報(DOF)で「新たに購入する固定資産に対する即時償却の恩典と研修費用に対する損金算入額の追加」という、輸出製造業に対する税制上の優遇措置に関する政令が発表されました。

この優遇措置を受けられるのは、以下の製造業に該当し、それらの産業物を輸出している法人や個人事業主となります。下記の産業に加え、著作権により内容が保護されている映画や視聴覚作品の制作産業についても、その作品が輸出される場合に限り該当します。

1. 人、動物用の食品
2. 肥料・農薬
3. 製薬産業用原料、医薬品
4. 電子部品（コンピュータ及び電話機器用の電子基板、回路、キャパシタ、コンデンサ、抵抗器、コネクタ、半導体、コイル、変圧器、ハーネス、モデム等）
5. 時計機器、計測・管理・航行用機器、医療機器
6. 電気設備用バッテリー、蓄圧器、電池、電気ケーブル、コンセント、コンタクト、ヒューズ、その他付属品
7. 自動車用のガソリン・ハイブリッド・代替燃料エンジン
8. 自動車、鉄道、船舶、飛行機用の電気・電子機器、ステアリングシステム、サスペンション、ブレーキ、トランスミッションシステム、シート、内装品、ダイカストメタル部品
9. 航空機用の内燃機関エンジン、タービン、トランスミッション
10. 医療・歯科用・研究所用非電子機器、医療用使い捨て素材、眼科用光学機器

新たに購入する固定資産に対する即時償却

本政令による税制上の優遇措置の1つ目は、固定資産の種類に従い連邦所得税法（Ley de Impuesto sobre la Renta）で定められた減価償却率を適用する代わりに、本政令で定められた即時償却率（56～89%）の適用が可能なことです。

本即時償却の恩典は、本政令の施行日（2023年10月12日）から2024年12月31日まで適用されるものとし、メキシコで初めて使用される固定資産のみが対象です。

主な即時償却率は以下の通りです。

固定資産	本恩典
電気自動車	86%
パソコン・サーバー・印刷機等の電子機器	88%
工具類	89%
新製品や国内技術開発研究用の機械設備	89%
医薬品等の製造用の機械設備	56%
自動車用のガソリン・ハイブリッド・代替燃料エンジン製造用の機械設備	86%
自動車、鉄道、船舶、飛行機用の電気・電子機器、ステアリングシステム、サスペンション、ブレーキ、トランスミッションシステム、シート、内装品、ダイカストメタル部品製造用の機械設備	86%

固定資産の取得価額については、通常の前記減価償却計算同様にインフレ調整計算が行われます。

これらの固定資産の処分に関して、売却収入は全額益金算入の対象となります。資産を売却、紛失、使用中止の場合には、前述の即時償却費に加えてその即時償却適用後の経過年数に従い政令で定める率による償却費を考慮することが可能です。

更に、上記の即時償却を適用するにあたり、以下の内容を考慮する必要があります。

- ・ 本即時償却適用後、翌2年間は最低でも使用する必要があります（不可抗力による災害等による除却は除く）
- ・ 事務所備品、ガソリン車・ディーゼル車、自動車の装甲設備、個別に特定できない資産、または農業用農薬空中散布専用以外の航空機には適用されません

- ・ 2024 年度及び 2025 年度の連邦所得税予定納税に用いる利益係数の計算においては、本即時償却適用の効果を含める必要があります
- ・ 本即時償却を適用する場合、当該固定資産に関するサポート資料として、種類・使用用途（会社の事業内容との関連性）・使用方法・適用割合・適用年度・当該資産の売却又は不可抗力による災害等の場合には、その日付等の情報を記録・整備しておく必要があります

研修費用に対する損金算入額の追加

本政令による 2 つ目の税制上の優遇措置は、2023～2025 年度の年次確定申告において、社会保険庁（IMSS）に登録している従業員のために支出した研修費用³の前年度比増額部分の 25%を追加で損金算入できるという点です。増額部分は、当年度支出研修費用と 2020～2022 年度の支出研修費用平均額との差額になります。平均額については研修費用が発生しなかった年度も含めて計算します。

また本優遇措置の適用に関しては、当該研修費用に関するサポート資料、その内容、事業内容との関連性等の情報を記録・整備しておく必要があります。

本優遇措置適用条件

本優遇措置が適用できるのは、各年度の総取引額に対する輸出割合が 50%以上を占めると見込まれる場合に限りです。結果として 50%を下回った場合には本優遇措置の適用はなく、連邦所得税が追加発生する可能性があり、それに伴いインフレ調整額及び延滞税が生じます。

また、RFC（納税番号）を有すること、納税者メールアドレス（Buzon Tributario）を有効化していること、連絡先を登録していること、税務履行義務を果たしていること、本政令を初めて適用する月の翌月 30 日以内に適用届出書を提出することも必要です。

連邦租税法（CFF）第 69 条、69-B 条、69-B Bis 条に規定されるように架空の電子インボイス（Factura）を発行したり、実体がないと認められる納税者の場合、本政令の適用はで

³本政令における「研修費用」とは、納税者の事業内容に関連する技術的及び科学的知識を学ぶものを指す。

きません。更に、税金滞納、会社清算手続中、電子認証が一時停止又は取り消されている場合等も同様に適用できません。

今後、本優遇措置に関する詳細規定が SAT から発行される予定です。

上記の通り、対象納税者に対しては魅力的な優遇措置ではありますが、適用検討にあたっては十分な分析を行うことをお勧めします。本ニュースレターは本政令に関連する一般事項を通知するもので、詳細分析はしていません。

本政令の内容に関する情報や疑問点、優遇措置に関して、弊所の税務部門としてお手伝いできることがありましたら、お気軽にご連絡ください。

問い合わせ先：

日系企業グループ

(メキシコシティ)

比留川 茜

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

(ケレタロ)

加藤 希美

E: Kimi.Kato@mx.gt.com

T: +52 (442) 229 1543 ext. 4029